**平成２５年（フ）第２３６３号**
名古屋市中区栄１丁目30番15号　荘苑御園219号、従前の住所名古屋市千種区竹越２丁目１番30号　高木ビル301号
債務者　舟久保佳秀
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧沢　明継
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第６３２号**
兵庫県西宮市桜谷町７番24号
債務者　吉田　芳一
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新村　　守
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１２８号**
鹿児島県鹿屋市寿６丁目５番13号　福谷貸家１号棟、前住所鹿児島県鹿屋市新生町26番５号　チヨミアパート101号
債務者　黒木　俊文
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　泉　　宏和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２６年（フ）第７号**
岩手県二戸市石切所字枋ノ木48番地３、旧住所岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢37番地26
債務者　西向　達男
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成２６年（フ）第８号**
岩手県二戸市石切所字枋ノ木48番地３、旧住所岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢37番地26
債務者　西向　征子
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月27日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成２６年（フ）第９９号**
名古屋市西区浮野町166番地　ソフィア202号
債務者　稲垣　順也
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北條　　愛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月３日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１６号**
熊本県熊本市東区尾ノ上４丁目11番17号　レジデンス山城305号
債務者　山城　里奈
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永岡亜也子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２６年（フ）第６３号**
名古屋市西区大野木１丁目161番地　エクセラ大野木101号、従前の住所愛知県一宮市萩原町串作字流５番地
債務者　酒井　幸美
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第２７８号**
北海道石狩市花川南４条２丁目138番地　コーポセピア１階右
債務者　阿部　範夫
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　真清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月５日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２２６号**
札幌市東区北22条東７丁目１番37―405号
債務者　蘆田　邦子
1　決定年月日時　平成26年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二本柳宏美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月４日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２１３号**
長崎県西彼杵郡長与町岡郷549番地２
債務者　磯　　茂雄
1　決定年月日時　平成26年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　尚志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第５号**
岩手県宮古市上村１丁目11番７号
債務者　中屋　　審
1　決定年月日時　平成26年２月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月19日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第５号**
岩手県一関市大東町摺沢字沼田11番地５　ハイツヌマタ202、前住所岩手県一関市千厩町奥玉字入山沢33番地１
債務者　小山　智久
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
盛岡地方裁判所一関支部

**平成２６年（フ）第７号**
岩手県一関市東山町長坂字柴宿129番地
債務者　高橋　良浩
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
盛岡地方裁判所一関支部

**平成２６年（フ）第９号**
岩手県一関市大東町渋民字佐野脇27番地
債務者　小山　善幸
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
盛岡地方裁判所一関支部

**平成２６年（フ）第１０号**
岩手県一関市萩荘字館下129番地
債務者　佐々木正道
1　決定年月日時　平成26年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
盛岡地方裁判所一関支部